

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合
を定める省令（案）についての意見・情報の募集について

令和4年9月13日
農林水産省消費・安全局

この度、「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（案）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第3条に基づき、製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならないとされており、この登録に当たっては、農林水産大臣は、当該申請に係る農薬が法第4条第1項各号に規定する登録を拒否する事由（以下「登録拒否基準」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならないとされています。

今般、登録拒否基準として、同項第11号に規定する「農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがある場合」として「農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令」の制定を予定しております。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見・情報の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見・情報提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和4年9月13日～令和4年10月12日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（案）

7 参考資料

(1) 概要

(2) 第31回農業資材審議会農薬分科会 資料7

(3) 省令案の別表上の物質名の表記について

農林水産省
○環境省令第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第一項第十一号の規定に基づき、農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 野村 哲郎

環境大臣 西村 明宏

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令

農薬取締法（以下「法」という。）第四条第一項第十一号に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げるときとする。

- 一 当該農薬が、法第二条第二項の規定により農薬とみなされた天敵であり、かつ、法第三条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるところの場合において、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそ

れがあるとき。

二 当該農薬の原料のうち農薬原体を除く部分における別表に掲げるいずれかの物質の含有量が、当該農薬の全重量の〇・一パーセント以上であるとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 本則第一号の規定 令和五年四月一日
- 二 本則第二号の規定 令和七年十月一日

(経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行前にされた法第三条第一項の登録の申請であつて、前条第一号に掲げる規定の施行の際、登録をしかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にされた法第三条第一項の登録の申請であつて、附則第一

条第二号に掲げる規定の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

別表

- 一 アクリルアミド
- 二 アモサイト
- 三 一―エチルピロリジン―二―オン
- 四 エチレンオキシド
- 五 エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
- 六 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）
- 七 エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）
- 八 エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート
- 九 エピクロロヒドリン
- 十 キノリン

- 十一 クリソタイル
- 十二 クロシドライト
- 十三 鈹油（高度に精製されたものを除く。）
- 十四 一・二―ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）
- 十五 四ホウ酸ナトリウム
- 十六 四ホウ酸ナトリウム五水和物
- 十七 四ホウ酸ナトリウム十水和物
- 十八 N・N―ジメチルホルムアミド
- 十九 十三酸化八ホウ素二ナトリウム四水和物
- 二十 獣脂アルキルアミンのエトキシ化物
- 二十一 二―ニトロプロパン
- 二十二 ニトロベンゼン
- 二十三 一・三―ブタジエン

- 二十四 フタル酸ジイソブチル
- 二十五 フタル酸ジノルマルーブチル
- 二十六 ベンゼン
- 二十七 ベンゾ「a」ピレン
- 二十八 ホルムアミド
- 二十九 ホルムアルデヒド
- 三十 N—メチルホルムアミド

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合 を定める省令案の概要

1 現行制度の概要

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第3条に基づき、製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならず、この登録に当たっては、農林水産大臣は、当該申請に係る農薬が法第4条第1項各号に規定する登録を拒否する事由（以下「登録拒否基準」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

本案では、登録拒否基準として、同項第11号に規定する「農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき」として、以下の事項を定めるものである。

2 農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令を制定する趣旨

(1) 法第2条第2項に規定する「天敵」に係る登録拒否基準について

農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）において、農薬の登録審査の見直しを行い、農薬の登録事項として、生活環境動植物への影響が追加されたところ、法第4条第1項第8号に規定する登録拒否基準は、農薬を使用した場合における、生活環境動植物に対する毒性の強さ及び毒性の持続性の観点から、生活環境動植物に著しい被害を生ずるおそれがある場合を定めている。

一方、生活環境動植物に対しては、毒性の強さ及び毒性の持続性の観点から、直接被害が生じるおそれがあるといえないものの、法第2条第2項に規定する「天敵」を使用することにより、当該天敵が増殖するなどにより間接的な影響を与え、生活環境動植物に著しい被害を生ずるおそれがあることが想定されるため、このような場合を含め、登録拒否基準とすることを明確化する必要がある。

このため、法第2条第2項に規定する「天敵」を使用することにより、生活環境動植物に著しい被害を生ずるおそれがある場合等について登録拒否基準として定めることとする。

(2) 補助成分に係る登録拒否基準について

農薬はその薬効を示す有効成分とその薬効を安定的に発揮するための補助成分で構成されるところ、農薬の登録に当たっては、農薬の有効成分に対して、急性毒性試験及び長期毒性試験を要求し、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価のほか関係府省が評価を実施している。また、製剤については、急性毒性試験を要求し農林水産省が注意事項を設定してきたところである。これらに加え、農薬の補助成分に対しても、より一層の安全性向上のため、令和4年6月22日の第31回農業資材審議会農薬分科会において、切り替えを促す対象として33物質（※CAS番号上の分類で計上した物質数としては33物質であるが、本省令案では成分名を整理の上30物質として規定。

) が了承されたところである。

上記の検討を踏まえ、農薬の製剤中に補助成分としてこれらの33物質（※CAS番号上の分類で計上した物質数としては33物質であるが、本省令案では成分名を整理の上30物質として規定）のいずれかが全重量の0.1%以上含まれている場合について登録拒否基準として定めることとする。

※参考資料（3）省令案の別表上の物質名の表記について 参照

3 農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（案）の内容の概要

法第4条第1項第11号に規定する「前号に掲げるもののほか、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがある場合」は、以下の（1）又は（2）に掲げるときとする。

（1）法第2条第2項に規定する「天敵」に係る登録拒否基準について

当該農薬が、法第2条第2項の規定により農薬とみなされた天敵であり、かつ、法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合において、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

（2）補助成分に係る登録拒否基準について

当該農薬の原料のうち農薬原体を除く部分における別表に掲げるいずれかの物質の含有量が、当該農薬の全重量の0.1%以上であるとき。

別表

一	アクリルアミド
二	アモサイト
三	一―エチルピロリジン―二―オン
四	エチレンオキシド
五	エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
六	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート （別名セロソルブアセテート）
七	エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）
八	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート
九	エピクロロヒドリン
十	キノリン
十一	クリソタイル
十二	クロシドライト
十三	鉍油（高度に精製されたものを除く。）
十四	一・二―ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）
十五	四ホウ酸ナトリウム

十六	四ホウ酸ナトリウム五水和物
十七	四ホウ酸ナトリウム十水和物
十八	N・N—ジメチルホルムアミド
十九	十三酸化八ホウ素二ナトリウム四水和物
二十	獣脂アルキルアミンのエトキシ化物
二十一	二—ニトロプロパン
二十二	ニトロベンゼン
二十三	一・三—ブタジエン
二十四	フタル酸ジイソブチル
二十五	フタル酸ジ—ノルマル—ブチル
二十六	ベンゼン
二十七	ベンゾ [a] ピレン
二十八	ホルムアミド
二十九	ホルムアルデヒド
三十	N—メチルホルムアミド

4 施行期日及び経過措置

【施行期日】

- (1) 法第2条第2項に規定する「天敵」に係る登録拒否基準について
令和5年4月1日（予定）
- (2) 補助成分に係る登録拒否基準について
令和7年10月1日（予定）

【経過措置】

- (1) 法第2条第2項に規定する「天敵」に係る登録拒否基準について
令和5年4月1日の施行前にされた法第3条第1項の登録の申請であって、施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。
- (2) 補助成分に係る登録拒否基準について
令和7年10月1日の施行前にされた法第3条第1項の登録の申請であって、施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

補助成分の取扱いについて（案）

1 背景

農薬（製剤）は、その薬効を示す有効成分とその薬効を安定的に発揮するための補助成分で構成される。我が国の登録農薬に含まれる補助成分は約 1,200 成分ある。我が国においては、農薬の登録申請に当たって、有効成分については、急性毒性試験及び長期毒性試験を要求し、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価のほか関係府省が評価を実施する。また、製剤については、急性毒性試験を要求し農林水産省が注意事項を設定してきたところである。

これらに加え、補助成分についても、より一層の安全性向上のために何らかの措置を講じる必要があるとの考えから、これまでに第28回及び第29回農業資材審議会農薬分科会において、規制の考え方についてご検討いただいている。

2 規制の考え方

- ・ 補助成分の定義を、「農薬に意図的に添加された、有効成分以外の物質」とする。
- ・ 「補助成分として使用できない物質」として、①～③すべてを満たすものをリスト化し、使用を制限する。
 - ① 我が国における一般化学物質のハザード分類を取りまとめた（独）製品評価技術基盤機構（NITE）のデータベースにおいて、「発がん性」、「生殖細胞変異原性」又は「生殖毒性」が「区分1」（1A：ヒトに対する毒性があると知られている、1B：ヒトに対しておそらく毒性がある）とされている物質
 - ② 欧州（EU）の使用禁止リストに掲載されている物質
 - ③ 米国で使用が許可されていない、又は製剤中の含有量が制限されている物質
- ・ 規制の実行可能性を考慮し、GHS*表示のカットオフ基準である 0.1%未滿を、製剤中の許容される含有濃度とする。
- ・ これから登録を受ける農薬だけではなく、既に登録を有する全ての農薬にもこの規制の考え方を適用する。

※GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals : 化学品の分類および表示に関する世界調和システム)

- 化学品の危険有害性 (ハザード) ごとに分類基準及びラベルや安全データシート (SDS) の内容を調和させ、世界的に統一されたルールとして提供するもの。
- GHS は 2003 年に国際連合から勧告され、その後定期的な更新が行われている。我が国を含め各国で、化学品の分類や表示について、GHS に基づく方法を導入している。
- 爆発性や引火性、急性毒性、発がん性、水生環境有害性等、それぞれのハザードの程度に応じた絵表示と注意喚起の表示等の方法が定められている。

3 規制の対象物質

令和 4 年 6 月 7 日時点において、2 の①から③をすべて満たす物質は、別紙に示す 33 物質となる。

4 規制導入の経過措置

既に登録を受けている農薬又は開発中の農薬のうち、規制の対象となる物質を補助成分として使用しているものがあれば、当該補助成分を使用していない農薬を改めて開発することが必要となる。補助成分として使用する代替の物質の選定及び申請に必要なデータの作成に概ね 3 年を要することを考慮し、別紙に示した物質を補助成分として使用した農薬の製造又は輸入は、規制導入から 3 年後まで可とする。

また、当該農薬を製造又は輸入する際、規制導入から概ね 5 年後までの年月 (規制導入後 3 年目に製造した製品であれば、製造年から概ね 2 年後までの年月) を最終有効年月として付すこととする。

農薬の最終有効年月は、一般的に製造時から概ね 5 年後以内に設定されており、規制導入の直前に製造された製品もほとんどが 5 年後の年月までに最終有効年月を迎えると考えられる。この点からも、規制導入後から概ね 5 年後までの年月を経過措置期間とすることが妥当と考えられる。

5 再評価との関係

本規制は、農薬の再評価の進捗に関わらず、4 の経過措置終了後、全ての農薬を対象とすることとする。

6 その他

- 規制導入から概ね5年後、新しく得られる科学的知見を踏まえ、本規制の考え方を見直すこととする。
- 欧米で導入されている、科学的に同等な補助成分を1つの農薬に対して複数登録し、ある補助成分の供給に問題が発生した場合でも、他に登録してある補助成分により製造を行うなど柔軟に対応できる仕組みについては、その導入に関して今後の検討課題とする。

補助成分として使用できない物質(案)

(別紙)

	CAS番号	物質名称	NITE DB分類			EU リスト	米国 リスト
			生殖細胞 変異原性	発がん性	生殖毒性		
1	50-00-0	ホルムアルデヒド	区分2	区分1A	分類できない	×	—
2	50-32-8	ベンゾ[a]ピレン	区分1B	区分1A	区分1B	×	—
3	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	区分2	区分1B	区分1B	×	—
4	71-43-2	ベンゼン	区分2	区分1A	区分2	×	—
5	75-12-7	ホルムアミド	分類できない	区分2	区分1B	×	—
6	75-21-8	エチレンオキシド	区分1B	区分1A	区分1B	×	—
7	79-06-1	アクリルアミド	区分1B	区分1B	区分1B	×	—
8	79-46-9	2-ニトロプロパン	区分2	区分1B	分類できない	×	—
9	84-69-5	フタル酸ジイソブチル	分類できない	分類できない	区分1B	×	—
10	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル	分類できない	分類できない	区分1B	×	—
11	91-22-5	キノリン	区分2	区分1B	分類できない	×	—
12	98-95-3	ニトロベンゼン	分類できない	区分2	区分1B	×	—
13	106-89-8	エピクロロヒドリン	区分2	区分1B	区分2	×	—
14	106-99-0	1,3-ブタジエン	区分1B	区分1A	区分1B	×	—
15	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	分類できない	区分1B	分類できない	×	—
16	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	分類できない	分類できない	区分1B	×	—
17	110-49-6	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	分類できない	分類できない	区分1A	×	—
18	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル	分類できない	分類できない	区分1B	×	—
19	111-15-9	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	分類できない	分類できない	区分1B	×	—
20	123-39-7	N-メチルホルムアミド	分類できない	分類できない	区分1B	×	—
21	1303-96-4	四ホウ酸ナトリウム(十水和物)	分類できない	分類できない	区分1B	×	○(F,N) 最大2%
22	1330-43-4	四ホウ酸ナトリウム	分類できない	分類できない	区分1B	×	○(F,N) 最大2%

別添1-14

23	2687-91-4	1-エチルピロリジン-2-オン	分類できない	分類できない	区分1B	×	○(N)
24	12001-28-4	クロシドライト	区分2	区分1A	分類できない	×	—
25	12001-29-5	クリソタイル	区分2	区分1A	分類できない	×	—
26	12172-73-5	アモサイト	区分2	区分1A	分類できない	×	—
27	12179-04-3	七酸化二ナトリウム四ホウ素五水和物	分類できない	分類できない	区分1B	×	—
28	12280-03-4	十三酸化二ナトリウム八ホウ素四水和物	分類できない	分類できない	区分1B	×	○(N)
29	61791-26-2	獣脂アルキルアミンのエトキシ化物	分類できない	分類できない	区分1B	×	○(F,N) 最大25%
30	64741-88-4	ニュートラル潤滑油用基油	区分2	区分1A(注1)	分類できない	×	—
31	72623-86-0	ニュートラル潤滑油用基油	区分2	区分1A(注1)	分類できない	×	—
32	72623-87-1	ニュートラル潤滑油用基油	区分2	区分1A(注1)	分類できない	×	—
33	64742-52-5	石油留分	分類できない	区分1A	分類できない	×	—

(注1) 未精製油または軽度処理油(高度精製油は区分外)

【EUリスト】 ×:EU禁止リストに掲載

【米国リスト】 —:米国で使用が許可されていない

○(F,N):食品及び非食用途の農業へ使用を許可

○(N):非食用途のみ農業へ使用を許可

最大2%:農薬製剤中に最大2%までの含有を許可

最大25%:農薬製剤中に最大25%までの含有を許可

省令案の別表上の物質名の表記について

第 31 回農業資材審議会農薬分科会の資料 7 別紙に記載の物質の一部について、本省令案の別表での表記と異なるものがございます。詳細については以下のとおりです。

省令別表の番号	省令の成分名	審議会資料の成分名	CAS 番号
13	鉱油（高度に精製されたものを除く。）	ニュートラル潤滑油 用基油	64741-88-4
		ニュートラル潤滑油 用基油	72623-86-0
		ニュートラル潤滑油 用基油	72623-87-1
		石油留分	64742-52-5
16	四ホウ酸ナトリウム 五水和物	七酸化二ナトリウム 四ホウ素五水和物	12179-04-3
19	十三酸化八ホウ素二 ナトリウム四水和物	十三酸化二ナトリウ ム八ホウ素四水和物	12280-03-4

(CAS 番号上の分類で計上した物質数としては 33 物質であるが、本省令案では成分名を整理の上 30 物質として規定する。)